



2008年8月6日 第2008-39号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

## 2008年度地域別最低賃金引き上げ目安まとまる

8月4日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会は、2008年度地域別最低賃金の引き上げ目安をとりまとめ、8月6日の中央最低賃金審議会にその結果を報告することとなりました。

目安額は、Aランク15円・Bランク11円・Cランク10円・Dランク7円となりました。また、生活保護水準との乖離がある都道府県は、地方最低賃金審議会がその額を解消する期間を定める年数で除した金額と上記目安額とを比較して大きい方の額とすることとなりました。その結果、適用労働者による全国加重平均で15円程度となり、時間額で初めて700円を超える見込みです。今年度の諮問は7月1日に施行された改正最低賃金法と、成長力底上げ戦略円卓会議の、賃金の底上げに関する議論に配慮するものでした。

この報告は、景気動向が厳しさを増し、環境が大きく変わったことが拝啓にあるとはいえ、労働者側の主張である50円程度の引き上げや、低所得層の増大とその生活が物価上昇によって

大きな影響が出ていることを考えると、不十分な結果となりました。しかし、地域における経済・雇用情勢はバラツキが大きい中でC・Dランクが昨年度の目安で示されたゾーンの上位の水準を確保したことは、労働者側が底上げの必要性を強く主張した結果といえます。

生活扶助基準は、連合が主張してきた期末一時金扶助費を必要最低生計費として加えるべきとした点が取り入れられたことは評価できます。しかし、比較にあたっては、労働者側は都道府県庁所在地での値を使用することを主張してきましたが、若年単身世帯の人口加重平均を使用することが公益見解として示されました。また、解消期間についても原則2年以内、最大5年程度としたことは法改正の理念や趣旨からすれば、速やかに解消されなければなりません。今後、地方最低賃金審議会の自主的な金額改正審議の中で、早期解消に向けた取り組みが必要です。

### (1) ランク別引き上げ額

A 15円(昨年19円) B 11円(昨年14円) C 10円(昨年9~10円) D 7円(昨年6~7円)  
A~Dの全国加重平均12円(昨年14円)

### (2) 生活保護基準との乖離是正分(対象12都道府県)

2006年データで比較、2007年土の地賃引上げ分を控除済み

乖離の解消機関は原則2年以内、大幅なところで3年程度(東京・神奈川を想定)、地域経済情勢が厳しいところ(北海道を想定)では5年程度とし、地方最低審議会で定める。

北海道53円 青森11円 秋田9円 宮城20円 埼玉41円 千葉16円  
東京80円 神奈川89円 京都33円 大阪34円 兵庫22円 広島22円  
上記の当年是正分全国加重平均3円程度

(1)と(2)を合わせた全国加重平均は15円程度

### <生活保護基準の算定根拠>

「生活扶助〔第1類費(12~19歳)+第2類費(単身)]+期末一時扶助」の都道府県人口加重平均+住宅扶助実績値

時間額換算は法定労働時間による。

可処分所得に関する換算係数は、最低賃金が最も低い地域の条件に基づく。